



許可番号 第00150005365号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号
氏名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成25年 8月29日
許可の有効年月日 平成30年 8月11日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH 2.0以下のもの、廃バッテリーを含む。)、廃アルカリ(pH 12.5以上のもの。)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃石綿等、鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ(別紙のとおり))。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年	8月12日	許可の更新
平成10年	8月12日	許可の更新
平成15年	8月12日	許可の更新
平成17年	8月10日	変更許可
平成19年	5月23日	変更許可

(特定有害産業廃棄物(廃石綿等)の追加。)

(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH 2.0以下のもの、廃バッテリーを含む。)、廃アルカリ(pH 12.5以上のもの。)、特定有害産業廃棄物(鉍さい、ばいじん(以上2種類は、アルキル水銀化合物、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。)、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。)、廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、アルキル水銀化合物、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。))の追加。)

平成20年 8月14日 許可の更新
平成25年 8月29日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有 無
市名 旭川市 許可番号 第05060005365号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無





(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150005365号
許可業者の名称 旭星クリーン株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物(うち特定有害産業廃棄物)の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃石綿等	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	輸入された廃棄物のうちばいじん	輸入された廃棄物の焼却施設において発生するばいじん
含有等する有害物質の種類														
石綿				○										
アルキル水銀化合物						○	○			○	○	○		
水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)						○	○			○	○	○		
カドミウム又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
鉛又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
有機燐化合物										○	○	○		
六価クロム化合物						○	○	○		○	○	○		
砒素又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
シアン化合物										○	○	○		
ポリ塩化ビフェニル	○	○												
トリクロロエチレン									○	○	○	○		
テトラクロロエチレン									○	○	○	○		
ジクロロメタン									○	○	○	○		
四塩化炭素									○	○	○	○		
1,2-ジクロロエタン									○	○	○	○		
1,1-ジクロロエチレン									○	○	○	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン									○	○	○	○		
1,1,1-トリクロロエタン									○	○	○	○		
1,1,2-トリクロロエタン									○	○	○	○		
1,3-ジクロロプロペン									○	○	○	○		
チウラム										○	○	○		
シマジン										○	○	○		
チオベンカルブ										○	○	○		
ベンゼン									○	○	○	○		
セレン又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														
(有害物質の指定なし)														

(上川総合振興局)





上環生第1961号指令

北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号
旭星クリーン株式会社

平成25年8月8日申請の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項の規定により許可します。

平成25年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ



(上川総合振興局保健環境部環境生活課地域環境係)

COPY

旭星クリーン株式会社

代表取締役 茂田 真徳 様

北海道上川総合振興局長 山本 広海

特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可について

平成25年8月8日付けで申請のありましたこのことについて、別添のとおり許可されたので許可証を交付します。

なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業を行うにあたっては、次の事項並びに別添注意事項について留意してください。

記

- 1 許可証は、紛失、毀損の無いように保管すること。
- 2 次の事項に変更のあった場合は、変更のあった日から10日以内に特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（別記様式23）及び証名書類を提出すること。
 - （1）氏名又は名称
 - （2）役員（監査役、監事を含む。）
 - （3）事務所及び事業場の所在地
 - （4）事業の用に供する主要な設備並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
（収集運搬車両、積替保管場所等（積替保管場所新設は変更許可。））
 - （5）その他、法第14条の5第3項に規定する事項
- 3 帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに必要事項を記載し保管すること。
- 4 収集運搬を行う場合は、運搬車両側面に表示を設置するとともに管理票及び許可証（写）を携帯すること。
- 5 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（別記様式23）の提出に伴い許可証の書換の必要が生じた場合は、産業廃棄物処理業等許可証書換交付申請書（別記第23号様式）により許可証の書換を行うことができる。